

手形・小切手の全面的な電子化に向けた各種対応に関するお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

2021年6月に政府から公表された「成長戦略実行計画」を踏まえ、全国銀行協会は「2026年度末までに電子交換所における手形・小切手交換枚数をゼロにする」ことを目標とする自主行動計画を策定しました。

こうした状況を踏まえ、当行では、2025年4月1日から、手形・小切手の全面的な電子化に向けた各種対応を下記の通り実施することとしましたのでお知らせいたします。

今後もより一層のサービス向上に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 手形・小切手の全面的な電子化に向けた各種対応

(1) 当座預金の新規口座開設停止

当座預金の新規口座開設を停止いたします。

(2) 払戻請求書による当座勘定からの払戻しの取扱開始

お取引店の店頭における当座勘定からの払戻については、小切手を振り出すことなく、当行所定の「払戻請求書への記名・押印」および「当座預金入金帳等」のご提示をいただくことで、当座勘定からの払戻しが可能となります。

(3) 2027年4月以降を支払期日とする手形等の代金取立の受付停止

2027年4月1日以降を支払期日とする手形等について、期日管理を伴う代金取立の受付を停止します。なお、手形等には、2027年4月1日以降を振出日とする先日付小切手を含みます。

2. 対応・取扱開始日

2025年4月1日

以上

当行では、法人・個人事業主さま向けサービス「しずちゅうビジネスWEB」及び「しずちゅうでんさいサービス」をご用意しております。手形・小切手の代替手段としてご利用いただけますので、お取引店またはお近くの当行店舗までお気軽にご相談ください。